

# 固定資産税・都市計画税課税明細書の電子データによる提供に関する実施要領

## 1 趣旨

この要領は、納税者サービスの一環として、固定資産税・都市計画税の課税対象資産を多数所有する納税義務者に対して、地方税法第364条第3項に規定する課税明細書を電子データにより提供するため、必要な事項を定めるものである。

## 2 対象者

課税明細書を電子データにより提供する対象者は、刈谷市内において課税明細書に記載されている土地及び家屋を合計50件以上（ただし、他の所有者と共有する土地及び家屋については除く。）所有し、電子データ化した課税明細書の受領を希望する納税義務者とする。

## 3 申込方法等

### （1）申込方法

納税義務者は、刈谷市総務部税務課（以下「税務課」という。）に電子データによる課税明細書の提供申込書（別紙）（以下、「申込書」という。）と未開封のCD-RまたはDVD-R（容量が600MB以上でフォーマットがwindowsのもの）を提出するものとする。

### （2）本人確認

税務課は、申込書の受付時に納税義務者の本人確認を行う。ただし、納税義務者が法人である場合は、申込書への当該法人の代表者印の押印をもって本人確認をしたものとする。本人確認後、引換証を納税義務者に交付する。

### （3）申込期間

申込書の提出は、電子データの受領を希望する年度の4月1日（4月1日が閉庁日の場合は直後の開庁日）から第1期納期限までの間に行わなければならない。

## 4 提供方法等

(1) 提供方法

税務課窓口において提供する電子データは、当初賦課データとし、CSVファイル形式とする。

(2) セキュリティ対策

セキュリティ対策として、ファイルにパスワードを設定し、提供日前にパスワードを申込者に通知する。

(3) 本人確認

税務課は、電子データの提供時においては納税義務者の本人確認を行う。また、納税義務者が法人で受取者が当該法人の従業員である場合には、受取者の本人確認を行うとともに、従業員証等により受取者が当該法人の従業員であることの確認を行う。

5 電子媒体の紛失等

税務課による電子データの提供後、電子データを受領した納税義務者による電子媒体の紛失、電子データ内容の第三者への流出等に対しては、刈谷市は責任を負わない。

6 その他

電子データの提供にあたっては、手数料は徴収しない。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行し、令和3年度固定資産税・都市計画税から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度固定資産税・都市計画税から適用する。